

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 専門技術師制度に関する規則

2016年10月26日制定

(目的)

第1条 本規則は「一般社団法人 日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）認定制度に関する規則」に従い、本学会の専門技術師制度について定める。

(専門技術師の名称)

第2条 本学会の専門技術師は、脳波に関する専門技術師と、筋電図・神経伝導に関する専門技術師の2分野に分ける。それぞれ日本臨床神経生理学会専門技術師（脳波）(Board-certified clinical neurophysiology technologist (EEG section))、日本臨床神経生理学会専門技術師（筋電図・神経伝導）

(Board-certified clinical neurophysiology technologist (EMG/NCS section))と称する。

(専門技術師の審査、認定方法)

第3条 専門技術師の認定は、資格取得を希望する会員からの申請に基づき、初回申請時の認定試験、及び、期間更新時の審査によって行う。

2. 認定の有効期間は5年間とする。
3. 認定は、理事会が行う。
4. 第1項の資格審査及び試験は、毎年行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会の決定により資格審査及び試験を行わないことができる。
5. 専門技術師に認定された者には、専門技術師認定証を交付する

(専門技術師の初回認定)

第4条 初回申請時は、受験資格を満たした者に対しての筆記試験により審査、認定を行う。

(専門技術師の資格更新)

第5条 専門技術師の資格は、認定後5年ごとに、本人からの申請を元に審査、認定の更新を行うものとする。

2. 資格更新の基準、及び、手続きの詳細については、細則で定めるところによる。

(専門技術師認定の取り消し)

第6条 理事会は、次の事項に該当する専門技術師について、その認定を取り消すことができる。

- 1) 本学会会員を除名された場合
- 2) 専門技術師としてふさわしくない行為があった場合。

(改正)

第7条 本規則の改正は、理事会の審議を得たうえで、社員総会の承認を要する。

(補則)

第8条 本規則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. 本規則は、2016年10月26日から施行する。
2. 本規則の施行と同時に、従来の日本臨床神経生理学会認定技術師を日本臨床神経生理学会専門技術師に名称変更する。